

諮問番号：諮問第 68 号

答申番号：答申第 68 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 4 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

発作が週に 2～3 回起こっている、公益社団法人日本てんかん協会が作成した精神障害者保健福祉手帳の活用を促すポスターを見ると、障害等級 1 級か 2 級に該当すると思う。

処分庁は、てんかんでないからポスターにある基準を適用すべきではないとしているが、似たような症状で同じ不都合が生じているため、法の下での平等性があるとしてポスターの診断基準を適用してもよいと考えるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 3 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神

障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の交付（更新）決定に係る行政手続法上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用にあたっての留意事項」を定めており、判定基準に沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

審査請求人が手帳の交付申請時に添付していた医師の診断書によると、次のことがいえる。

(1) 精神疾患の存在については、身体化障害があると認められる。身体化障害は、身体表現性障害の一つであることから、審査請求人には判定基準別紙の別添1「⑧ その他の精神疾患」の「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」の存在が認められる。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態については、「不安及び不穏（解離・転換症状）」があることが認められる。病相期は長期にわたっていると認められ、社会生活への影響があることは認められるが、「頭痛」や「物忘れ」については重症であることを示す記載は認められません。

したがって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級2級又は3級に該当するものと判断される。

なお、審査請求人は、公益社団法人日本てんかん協会が作成したポスターを根拠に、審査請求人の障害等級は1級又は2級に該当すると主張しているが、審査請求人にてんかんの診断はないため、てんかんの判定基準に準じて判断することはできない。

(3) 能力障害（活動制限）の状態については、日常生活あるいは社会生活において一定程度の援助を必要とすることは認められるが、「日常生活能力の判定」の記載や、障害福祉サービス等を利用することなく、単身生活ができていることからすれば、その程度は軽度であると認められる。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、判定基準の障害等級3級に該当するものと判断される。

以上のことから判断すると、処分庁が、審査請求人の障害等級を総合的に判断して3級と決定したことを、違法又は不当ということとはできない。

なお、審査請求人は、医療機関の診断そのものにも不服を述べているものと思われるが、障害の状態の認定の申請は、指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書を添えて行うこととされており、本件においては精神科の医師が記載した本件診断書が提出され、その内容に基づいて障害の状態が判定されているので、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 5 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 10 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 11 月 20 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、公益社団法人日本てんかん協会が作成した精神障害者保健福祉手帳の活用を促すポスターを根拠に、てんかんと似たような症状で同じような不都合が生じているため、てんかんの場合の基準を適用すべきであると主張しているが、本件診断書によると、審査請求人が抱えている症状は身体化障害であり、てんかんの場合の基準を適用することはできないというべきである。処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なもの認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会 長 岡 本 博 志

委 員 倉 員 央 幸

委 員 樋 口 佳 恵